

平成 23 年 12 月 27 日
消 費 者 庁

冬の身近な危険について その3

除雪機のご注意を！

消費者庁では、特に冬の季節に多い事故事例を紹介し、消費者の皆様にご注意を呼びかけています。第1回「湯たんぽによるやけどにご注意を！」（11月30日）、第2回「暖房器具等使用時の一酸化炭素中毒にご注意を！」（12月16日）に続いて、最終回となる今回は除雪機のご注意についてご注意を呼びかけます。

事故情報データベースシステムには、平成23年11月末時点で除雪機による事故が16件登録されています。その中には、転倒、巻き込まれによる死亡事故など被害が重大なものがあります。これから本格的な積雪シーズンを迎えるにあたり、改めて、除雪機の事故事例と事故防止のポイントをお知らせいたします。

1. 除雪機による事故事例について

事故情報データベースシステムに登録されている除雪機の事故事例の一部です。

■事例1

自宅倉庫内で、使用者が右足の太ももを除雪機に巻き込まれて死亡した。事故原因は使用者が非常停止スイッチを装着しておらず、また、点検時にもかかわらずエンジンを停止していなかったため、足を滑らせた際に回転しているローターに巻き込まれたものと推定。（平成23年1月15日）

■事例2

除雪作業中、使用者が足を滑らせて転倒して除雪機に左足を巻き込まれ、膝上から切断する重傷を負った。事故原因は、非常停止装置のレバーを固定して使用していたため、被害者が足を滑らせて転倒した際に自動停止せず、除雪機が足に乗り上げたものと推定。（平成23年1月28日）

■事例3

除雪作業中、使用者が左腕を除雪機に巻き込まれ、肘から下を切断する重傷を負った。事故原因は、使用者が非常停止装置のレバーを固定して使用していたため、自動停止しない状態となっており、除雪機前方の崩れた雪に身体が押されて、左腕が回転していた作業部に巻き込まれたものと推定。（平成23年2月2日）

2. 除雪機による事故を防ぐために

- (1) 作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しく使いましょう。安全装置のレバーを固定しての使用や、緊急停止スイッチの未装着での使用は危険ですので絶対にやめてください。
- (2) 雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロワ）が完全に止まってから雪かき棒を使って行いましょう。
- (3) 回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に止まってから作業を行いましょう。
- (4) 発進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物に十分注意しましょう。
- (5) 除雪作業中は、雪を飛ばす方向に人や車がないこと、建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにしましょう。

3. 除雪機の事故防止を呼びかけている関係機関のウェブサイトの紹介

●独立行政法人 製品評価技術基盤機構

- ・「除雪機の事故の防止について（注意喚起）」（平成 23 年 11 月 10 日）

<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs111110.html>

- ・ポスター（除雪機の事故）

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/0600.pdf>

除雪機の事故

事故の概要

- 【事例①】除雪作業中に転倒し、雪かき部分に巻き込まれて死亡した。
- 【事例②】除雪機と建物の間に挟まれ、病院に運ばれたが死亡した。
- 【事例③】シュータ部に詰まった雪を手で取り除いていた、回転部に右腕を巻き込まれて重傷を負った。



事故の原因

- 【事例①】安全装置（デッドマンクラッチ）が働かないようにしていたため、転倒して手を離した際に除雪機が停止しなかったものです。
- 【事例②】後退させる際に操作を誤って除雪機と壁との間に挟まれたものです。
- 【事例③】エンジンをつけたまま、雪かき棒を使わずに手で取り除こうとしたため腕を巻き込まれたものです。



⚠ 事故防止のために

- ◆デッドマンクラッチ等の安全装置は無効化せずに、正しく使用してください。また、緊急停止スイッチを必ず装着してください。
- ◆雪詰まりを取り除く際は、エンジンを停止して回転部分が止まったことを確認してから、雪かき棒で作業してください。
- ◆雪上は足元が非常に滑りやすいので、後方への移動や斜面で作業する際は、転倒に注意してください。
- ◆走行する際には、壁や障害物に注意してください。
- ◆作業をする場所の安全を確認し、子どもを決して近づけないでください。

● 社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）

<http://www.jfmma.or.jp/member/jyosetsuki.html>

・ 除雪機（歩行型）に関する安全運転マニュアル：

<http://www.jfmma.or.jp/member/images/manual.pdf>

・ 安全啓発チラシ：

<http://www.jfmma.or.jp/member/images/2010pamphlet.pdf>



《問合せ先》

消費者庁 消費者安全課

小林、渡邊、角野

TEL: 03-3507-9146

FAX: 03-3507-9290

HP: <http://www.caa.go.jp>